

○趣旨・目的等

原子力施設、放射性同位元素等取扱施設及び放射性物質の輸送時において事故等が発生した場合に、的確な消防活動の実施と併せ消防隊員の安全管理を確実にを行うため、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を作成したうえで各都道府県及び消防本部に配布し、活用を促してきた。

○これまでの経緯

- ・平成13年3月 原子力施設等における消防活動対策マニュアル
- ・平成16年3月 原子力施設等における消防活動対策ハンドブック(平成20年2月一部改訂)
- ・平成20年2月 原子力施設等における消防活動対策マニュアルー地震対策編ー

※ マニュアルとハンドブックを統合し、原子力施設、放射性同位元素等取扱施設、輸送等の内容が重複する事項について一つにまとめるとともに、福島第一原子力発電所事故を踏まえた消防庁や関係省庁の取組を反映。

- ・平成26年3月 原子力施設等における消防活動対策マニュアル(全面改訂)

※ 平成26年3月以降に消防庁や関係省庁において原子力等に関する検討会が複数回開催され各種報告書が取りまとめられてきた。これらの報告書や関係する法令、指針等の改正など、最新の状況・知見について整理した。

- ・令和4年3月 原子力施設等における消防活動対策マニュアル(一部改訂)



○令和4年3月改訂の主なポイント

・防護装備

切替式空気呼吸器やマルチサーベイメータ、ドローンなどの新たな資機材の活用例を追記した。

・進入統制ライン*の設定

これまでは空間線量率がバックグラウンドレベルと同程度であることを進入統制ラインの設定基準としていたが、設定場所から隊員の活動状況の把握が困難になる場合など活動に支障を来す場合を考慮して、通常の消防活動の被ばく線量限度(10mSv)以下で管理できる場所に設定できるとした。

*放射線危険区域及び準危険区域が設定されるまでの間において、隊員の出入りを統制することにより、隊員の不要な被ばくを避けるとともに、無用な汚染拡大を防止するもの

・汚染検査

重篤な外傷等により救命対応を優先させる要救助者に対しては、体表面の空間線量率を1分以内で測定する方法としていたが、表面汚染検査計により頭部、顔面、両手、両足、創傷部などに限定して測定(約1分)する方法へ変更した。

・原子力災害時にオフサイトで活動する場合の防護装備

主に通常災害時での施設内を想定した「原子力施設等における消防活動時のスタイル(例)」に加え、原子力災害時にオフサイトで活動する場合の防護装備について、事態別、活動区域別に応じて新たに記載した。

○原子力施設等における消防活動対策マニュアル

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/nuclear/>